

<ガソリンの容器への詰め替え販売について>

令和 2 年 2 月 1 日からガソリンを容器に詰め替え販売する場合の本人確認等が義務化されます。(令和元年総務省令第 67 号)

ガソリンを容器に詰め替えるときの確認等

令和元年 7 月、京都市伏見区の京都アニメーションで発生した爆発火災は、詰め替え販売されたガソリンが悪用され、多数の死傷者を出す大惨事となりました。

このような放火犯罪の発生を抑止するため、令和元年 12 月 20 日に危険物の規制に関する規則が改正され、令和 2 年 2 月 1 日から施行されることになりました。

この改正は、ガソリンを容器に詰め替えて販売するとき、次の 3 項目を実施することが義務付けられるものです。

① 顧客の本人確認

運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど公的機関が発行する写真付きの証明書により、本人確認を行うこと。

② 使用目的の確認

使用目的の問いかけを行うこと。

例：「農業機械器具用の燃料」、「発電機用の燃料」など具体的な内容

③ 販売記録の作成

ガソリンの容器への詰め替え販売を行った際、販売日、顧客の氏名、住所及び本人確認の方法、使用目的、販売数量を記入し、1 年を目安としてこれを保存すること。

皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

給油取扱所等の事業所の皆さまへ

☆ガソリン等の容器への詰め替えは、消防法令に適合した容器（携行缶等）を用いて行ってください。特に、灯油用ポリ容器にガソリンを入れることは、静電気により着火の危険があるため、非常に危険ですので絶対に行わないでください。

☆不審者を発見した場合は、警察へ通報してください。

ガソリンを容器で購入をされる皆さまへ

★セルフスタンドで顧客自らがガソリンを容器に詰め替えることはできません。

★ガソリン等の容器への詰め替えは、消防法令に適合した容器（携行缶等）を用意してください。

★ガソリンを容器に置いて保管すること（買いだめ）は極力控えてください。
(火災が発生すると爆発的に延焼拡大するため)

お問い合わせ

消防本部予防課

電話番号：0763-32-4957 FAX 番号：0763-32-2230